

# 岐阜県支部だより

- 巻頭言
- 支部研修会報告
  - ・第3回研修会
  - ・第4回研修会
  - ・第5回研修会
- 事務局より

## 巻頭言 画面を通して見えたこと

日本学校教育相談学会岐阜支部理事長 古田 信宏

昨今の諸々の状況の中で、やむを得ず、とても嫌っていた遠隔授業というものに挑戦しました。私は、教育の本質は対面授業にあると信じており、私が担当する生徒指導や教育相談に関する授業においては、最低でも対話型、そしてできる限り小集団での授業を仕組んできました。遠隔授業というものが、対面ではない形でいったいどのようにやれるのだろうか、疑問だらけでした。この年齢になって情報伝達手段を新しく学ぶことは、正直言ってけっこうつらいものがありました。習得に当たってかなりの壁になっていたのが、その専門用語でした。そして、何度も何度も繰り返し情報機器から要求される個人識別符号の嵐。分かっている人にとってはきっと当たり前の言葉なのでしょうが、私にとっては理解困難な言葉の羅列に思えました。

と、ここまでで、この拙文をお読みの皆さん、気づかれませんか。古田が書いた文の不自然なこと。オンライン、グループワーク、コンピュータ、アプリケーション、ソフトウェア、ハードル、アカウント…こうしたカタカナ語であればこんなに不自然には感じられないのではないのでしょうか。なにしろ、かなり無理しましたからね。

e-learning での授業に取り組んでみて、思わぬ発見がいくつかありました。その中から2つだけ紹介します。

1つ目が、自分の表情。Power point に音声を入れて記録しようとしたところ、パソコンの内蔵カメラでスライド上に私自身の顔が映し出されました。40年余り教員として生きてきましたが、人前で自分がどんな表情で指導しているか、見たことは一度もありませんでした。ビデオで授業記録を撮り、後からそれを見直す

ことはありましたが、ライブで授業をしている自分の表情を見ることなど初めてのことです。学生に「教員は笑顔が大切」とか「教員は役者にならなくては」とか偉そうに指導してきたわりに、授業中の私自身の表情はあまり変化がないのです。おまけに、話し方も抑揚が乏しいのです。もちろん、「我ながら年取ったなあ…」という思いもありましたが。

2つ目は、数人で画面を分割した状態でオンライン会議をした時に感じたことです。対面で会議をする時より、いっそう意識的に出席者の顔を注目してみようとする自分がいました。対面なら気にならないような小さな表情の変化を見逃さないのです。なぜでしょうか。これが正しいのかどうかわかりませんが、私なりの解釈を試みました。対面であれば、顔の表情以外からも多くの情報を得ることができます。指先で鉛筆をくるくる回しているとか、貧乏ゆすりをしているとか、足を組んでいるとか、…。しかし、画面を通して見ることができるのは、顔の表情だけ。普通なら得られる情報を、少ない情報源の中からなんとか得ようと、知らず知らず小さな変化に着目しているのではないのでしょうか。

人と人との接触に制限がかかったことで、改めてコミュニケーションの基本が見えてきたような気がします。私たちは、言葉だけでやり取りしているわけではありません。むしろ、言葉以外から様々な情報を読み取っています。口調とか抑揚とか表情とかちよつとした動作、しぐさ、雰囲気、においなど、言葉ではないところから相手の心の動きを感じ取ることのほうが多いのではないのでしょうか。だからこそ、対面には大きな意味があるように思うのです。そして改めて、対面の大切さと面白さを伝えていきたいと感じました。

# ☆ 支部研修会報告 ☆

## ◇ 第3回研修会

開催日：令和元年10月26日(土)

会場：高山市民文化会館

### ◎事例研究会①「学級づくり」部会

学級づくり部会では、心理テスト Q-U を用いた学級経営について、KJ 法に基づいて事例研究を行いました。

KJ 法とは、バラバラに集められたたくさんの情報の中から必要なものを取り出し、整理や統合を行うための手法です。情報を整理するために付箋紙を活用し、それぞれを貼りかえながら全体を俯瞰し、把握していくのが特徴です。また、会の進行としては、参加者が端的に質問していくことで、会がスムーズに進行していくというメリットがあります。

事例提供者である新規採用1年目で小学3年生担任の先生は、2回の Q-U の結果をもとに、学級を分析しておられました。第1回の結果から、全体的に自己肯定感が低いと分析し、「良いことみつけ」やエンカウンターを行うなどの指導を継続してこられたそうです。

まず参加者の先生方から、新採1年目の先生と思えないくらい、児童を詳しく分析し、学級経営に生かしておられるとの意見が多く出されました。先生の児童に向けられる眼差しが、児童の心をよりよい方向に動かしていくのだと感じました。

また、児童の見立ての中で、「男子は…、女子は一。」という枠を作ってしまうがちになります。一人一人をどう捉えるかを考えていく必要があることを痛感しました。

「良いことみつけ」では、帰りの会で位置づけておられるので、日常の場面で行っていくと、児童が自分の行動の価値を実感できるとの意見も出されました。

事例提供者の先生が気づかなかった見方や解決方法が提案され、その効果が実感できまし

た。会議の効率化にもつながり、何よりも事例提供者が提供してよかったと思える研修会でした。

(文責 関戸 美枝子)

### ◎事例研究会②「ケース会議」部会

ケースづくり部会では、2例の不登校児童についてのケースを討議しました。討議の流れは、「第1ラウンド」と「第2ラウンド」に分けて行いました。

一例目は小学校5年生の男児、二例目は、小学2年生の男児について検討しました。

第1ラウンド「事例の発表と質問」では、それぞれ発表者の事例提起の後、様々な質問がされました。この部会の参加者は、教員のほか、大学や教育行政の関係者など、あらゆる方面の方が参加されていて、多様な見方で事例を深めていきました。発表者と初対面の方がほとんどで先入観が入らず、提供された事実のみで検討されました。

一例目では、特定の友達が気になり不登校に至ったという事例が、質問を重ねるうちに、対象児童の友人関係や関わっている医療施設の様子もわかってきました。二例目では、一教師の指導法が原因かと思われましたが、対象児童の兄、姉も不登校であったということ、そのために母親が学校の指導内容に敏感になっていること、母親が友達やマスコミ情報などを重要視して、我が子を守る態勢に入っていることがわかりました。

第2ラウンドの「アイディアの提供」では解決策を思いついた人から、アイディアを提供しました。突拍子もない思いつきでも OK で、自由に出していきました。その中で出たことは、発表者が普段思いつかなかったことが多く、ここでも多様な参加者の提案がされました。一例目の事例では、①学校内の頼れる先生を中心にして、心療内科とスクールカウンセラーをつないでいく。②学級の友達との関わりを続ける。③好きなカラオケを家族で、友達も一緒に参加。④対象児童の友達関係を広げていく。⑤服薬も大事、カウンセリン

グも大事。などの提案がされました。二例目の事例では、①母親の労をねぎらい、母親の支援をする。②管理職が児童への関わり方を当該教師に指導する。③学級の仲間が対象児童と関わっていくこと…そのために連絡ノートが続ける。などの必要性が出されました。

最後に発表者の先生からは、自分が思いつかなかった方法があり、とても参考になった。改めて学級の子どもたちとの関わりも続けていく必要性を感じた。などの感想が出されました。

(文責:幸脇 弥生)

## ◇ 第4回研修会

開催日：令和元年 12月 14日(土)

会場：岐阜大学附属小学校

### ◎事例研究会 14:00 ~ 16:00

「心理検査を活用した学級づくり ~限られた時間内で活かす方法~」 (小学校教諭)  
「通常学級での支援の必要な児童 ~支援員としての関わりと連携~」 (小学校支援員)

「心理検査を活用した学級づくり」での事例研究は、心理検査Q-Uの分析を、K13法を用いて事例研究を行いました。学校で事例研究を行う際に心配されることは、準備や研究会に時間がかかることにあります。今回は、限られた時間の中で、どのようにQ-Uを活かしていくかに挑戦しました。

K13法とは、教師同士が抵抗なく、会を13のプロセスを用いて、具体的な問題解決方法についての検討会を進めることができる事例研究法です。

ルール(解決思考・守秘義務)と終了時刻を最初に決めて始めました。事例の報告では、学級の状況、気になる生徒たちについて発表を行いました。次に、参加者が事例提供者に質問をし、問題の全体像を理解していきます。その際、不必要な前置きを省くことで、会が円滑に進められます。その後、解決のためのブレインストーミングを行い、付箋に書き出していきます。出された意見をグル

ープ分けし、見出しをつけ(KJ法)、その意見の中で、重要だと思うものに優先順位をつけ、全員で協議し、統一見解をつくります。

その後対応策を検討していきます。具体的な解決策をできるだけ多く発表し、その後、事例提供者が現状の力で物理的に取り組める内容にします。最終ゴールと1か月後のサブゴールを明確にし、事例提供者の不安な点や懸念される問題点について対処策を確認します。最後に、事例提供者が取り組む問題と、具体的な対策を参加者の前で発表し、会を閉じます。

このK13法を用いた今回の事例研究会の感想として、様々な立場の方の、多面的多角的な視点で学べるよさがあると気づきました。学級や生徒のことを知らない者同士が資料を必死で読み取る中で、事例提供者が今までの異なった視点に気づくことができます。私はこの研修を通して、いつもの放課後職員室で、こういった形の事例研究が気軽に行えそうだと感じました。ベテランの先生も若手の先生も、それぞれが意見を出していく中で、そのクラス、その仲間関係にふさわしい方法を、多くの人が考えていけることで、児童生徒のよりよい仲間関係、生活、学習につながるものが期待できる研修になりました。



(文責:関戸 美枝子)

「通常学級での支援の必要な児童」での事例研究では、小学校でラーニングサポーター(児童の学習支援、生活支援)として勤務されている先生から事例提供をしていただきました。

支援員さんは「学校に勤めている先生のように先生とは違う」という立場であるため、児童も心安く話しかけていきます。そのため、友人関係や家庭の状況の様子を把握する事も多く、児童がより良い生活を送れるように担任、学級への橋渡しを心がけて支援されています。現状としては、担任と話す時間がなかなか持てない事や、要支援児童(教室で落ち着きがない、飛び出すなど)への具体的

な支援についてアドバイスがなく手探りで対応している事などが課題であると話されました。

事例研は連携の在り方を中心に、意見交流がされました。「要支援児童の支援方法について担任と支援員の思いを交流したり、対応について共通理解したりする連絡会議の調整をすること」「支援方法を明確にするために、通級学級に通う児童の個別支援計画(短期、長期目標)を整備すること。」「担任は主体的に要支援児童に関り、特別支援コーディネーターが支援員に支援方法を伝えるなどチームで対応すること。」などの意見が出されました。

日常的に子どもの情報を共有し、共通理解していくことから連携が図られます。このことから、担任の空き時間に支援員と打ち合わせできる時間を確保したり、休み時間に休憩をとりながら職員と情報交換したりできるように意図的に交流する時間と場所の設定が必要であると感じました。

今回の事例研をとおして、「組織的に支援できる教育相談体制」について改めて考える機会になりました。(文責:佐々木 文枝)

## ◇ 第5回研修会

開催日：令和2年2月22日(土)

会場：岐阜大学附属小学校

◎講演会 14:00 ~15:00

「スクールロイヤーの基礎と事例から考える弁護士の活用法」  
弁護士 小泉 友 先生

教育は法律に基づいて行われている。しかし、保護者から何か訴えられたときに「法律でこのようになっているので・・・。」と答えることができるほど法律に長けている教員はほとんどいない。

「そんな時、学校現場に力を貸すのが『スクールロイヤー』です。」この小泉先生の力強い言葉から、講演は始まりました。

『スクールロイヤー』という言葉や存在は知っていても、その位置付けや具体的な活用方法についてはあまり知らず、『弁護士』という言葉に敷居の高さを感じていた私たちに、小泉先生自身の体験談を交えながら、身近でよき理解者であることを教えていただきました。

そして、次のように定義されました。

### 【スクールロイヤーとは】

学校で発生する様々な問題について、子供の最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士

ここで気を付けなければいけないのは、『スクールロイヤーは、あくまでも「学校」に「助言」するのみ』ということです。即ち、学校の代わりに保護者対応をしたり、子供から事情を聴いたりするなど、学校の代理行為は行うことができません。

次に、どのような活動ができるのか。その具体として大きく6つ挙げられました。

その1:非行行動等の問題行動について相談があった場合

- ・校則等の適用に関する助言
- ・深刻なケースについて警察に通報するか検討する場合

その2:いじめに関する相談があった場合

- ・事実調査に関する助言
- ・保護者への説明に関する助言

その3:少年鑑別所等から学校に戻る場合

- ・復帰に向けて施設と子供の保護者、学校がそれぞれどのようにつながるとよいかの助言

その4:貧窮問題

- ・支援体制について行政との連携の助言

その5:学校における様々なコンプライアンス

- ・肖像権、著作権などの法律問題
- ・親権者、保護者としてだれをどのように扱うべきか等

この内容から、私たちが想像していたよりもとても身近でかつ幅広い分野において活動してみることが分かりました。そしてさらに、今すぐ、私たちが活用できる活動内容もありました。

#### その6：いじめ防止対策としての活用

・スクールロイヤーが直接、教壇に立つことは想定されていないが、授業のモデル作成や実践的な教材開発をアドバイスすることができる。

このように、トラブルの前段階からスクールロイヤーとつながり、学校にアドバイスをもらうことで、子どもも教師も安心して学校生活を送れるのではないかと感じました。また、文部科学省は2020年度からスクールロイヤーを全国に配置する方針ですが、すでに県内でも活用している地域があるので、その実践も学んでいきたいと思います。（文責：木村 由紀）

#### ◎事例研究会 15:00～16:00

「先生方の声を聞かせてください」  
（小学校管理職）  
「不登校がしばらく続く男児への対応」  
（小学校 教諭）

「先生方の声を聞かせてください」の事例研究会では、題材となる小学校の事例を中心に、様々な職種の方の視点から意見を交流し、具体策について深め合いました。

今回、具体的かつ継続的に集められた情報であったため、生徒指導に関わることから職員の想いについてなどの多様な視点から研究することができました。校長、各校種の教諭、大学の教授等、様々な立場から一つの事例について検討することで、次の項目を中心に深めることができました。

- ①特別支援コーディネーターの育成
- ②校長と教員との関わり方
- ③共通理解を進めることの難しさ
- ④学校としての指導の方針について

①では、年度ごとにコーディネーターが替わってしまう点のメリットとデメリットについて話し合い、多くの人が特別支援に関わる強みをもてたり、共

通理解による情報共有のきっかけになったりするという前向きな視点からも意見が交流できました。②では、教員の中には全ての子どもに対して良い授業をしなければいけないというプレッシャーを感じている方が多いことから、同僚や管理職からは指摘よりも励ましの言葉をかけていくことが良いとなりました。③では、WISC検査をしても若手の教員だと具体的な指導につなげられないことがあることから、管理職が指導に関わる具体策を伝えることで共通理解の土台を作るのはどうかと考えられました。④では、学校としての見立てとSSW等の見立てが異なる場合もあることから、何が成功となるのかの共通理解をもつことが必要だという意見が出ました。

特別な支援を必要としていたり、問題行動をしてしまったりする子どもが抱える困り感については、校内でも検討される機会が多いですが、その指導をする先生への協力や支援の仕方について時間をかけて話し合う機会は少ないため、貴重な検討会となりました。（文責：中川 貴斗）

10月の研修会での事例にも挙げられた児童の対応のその後についての報告と、更に今後の支援の方向はどうあるべきかという課題が主な研修内容となりました。前回の提案を踏まえた上での対応の検討は、児童の変容や実態をより具体的に捉えることができました。こうやって継続的に事例を追うことは、とても大切であると感じました。

様々な立場から豊かな経験をもとに、多くの提案が出されました。最終的に何を取り入れ、どのように支援していく



のかを決定するのは事例提供者ですが、少しでもその選択肢の幅が広がることでこの研究会もより意義深いものになるのではないかと感じました。（文責：木村 由紀）

# 事務局より

小松忠則元理事長がお亡くなりになりました。

岐阜県支部の立ち上げからご尽力いただき、平成7年度からは2代目の理事長も務められた小松忠則先生が令和2年2月にお亡くなりになりました。これまでの功績に感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

小松忠則先生を偲ぶ

小森芳順

小松先生とは、昭和50年代の「岐阜教育心理研究会」の頃からの付き合いです。夏の宿泊研究会には、ハンチング帽のダンディな姿で参加されていたことが思い出されます。特に印象的なのは、日本学校教育相談学会岐阜県支部の設立と運営に尽力されたことです。

平成元年、当時岐阜県教育センター相談部に在籍していた私に、東京都立教育研究所の今井五郎先生から、「教育現場に軸足を置いた学会を設立したいので、ぜひ協力してもらいたい」との連絡がありました。そこで何人かの先生に相談したところ、小松先生が「それはよいこと。一緒にやろう。」と賛同され、設立に向けて中心的に動いてくださいました。

小松先生は、早速今井先生の呼びかけに応じて、山梨県の石和温泉で開かれた学会の設立発起人会にも自費で参加されました。そこでの話し合いに基づいて、「日本学校教育相談学会」が設立されました。続いて「今度は、岐阜県支部の設立だ」と、教育センター相談部の先輩の先生方はじめ、岐阜県教育委員会の先生方にも趣旨を説明して回られました。

その甲斐あって、平成3年11月に羽島郡岐南町中央公民館にて、「岐阜県支部」設立総会が開かれました。理事長は堀口晤先生、小松先生は事務局長でした。記念講演には今井五郎先生にお願いしまし

た。その後、小松先生は理事長を引き継がれ、岐阜県支部の活動基盤づくりとその発展にご尽力いただきました。

小松先生は、まさしく「行動の人」でした。ご冥福を心よりお祈りいたします。

令和2年度の岐阜県支部の活動について

新型コロナウイルスの被害が世界中で報告され、その影響が子供達の学校生活にも大きな影響を及ぼしています。また、県下にも非常事態宣言が出され、様々な活動が自粛を余儀なくされています。

このような状況を踏まえ、令和2年度の岐阜県支部の活動も、以下のように対応することになりました。

- 対応1 8月末までの岐阜県支部主催の研修会・総会・理事会・委員会等は「中止」する。
- 対応2 総会の議事については「総会資料」の配布をもって、これに代える。
- 対応3 10月以降の研修会等については様子を見て、その都度、判断する。

非常に残念ではありますが、会員の皆様にご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(文責:事務局長 郷田 賢)

日本学校教育相談学会岐阜県支部会報第24号  
2020年(令和2年)4月30日発行  
発行:日本学校教育相談学会岐阜県支部  
編集:日本学校相談学会岐阜県支部広報委員会  
ホームページ: <http://jascg-gifu.net/>